

諮 問 趣 旨

本市は、二度にわたる市町合併後、地方分権の進展、住民ニーズやライフスタイルの多様化・個別化、コミュニティの希薄化など、社会環境の大きな変化に加え、地震などの大規模災害への対応を図っていくため、平成 23 年に、新たな自治（地方自治）の基本的なあり方や、市民と行政の役割などを明らかにした「長浜市市民自治基本条例」を制定しました。

条例の趣旨に基づき、市においても、24 の地域づくり協議会の創設支援やまちづくりセンターの整備を行うとともに、市民活動が果たす役割も重要であると考え、市民活動センターの設置や人的・財政的支援を行うなど、環境整備を図ってきました。その結果、今後も大きな効果が期待できる子育てや高齢者支援に関する分野においても、市民活動が活発になってきています。

しかし、想定以上の急激な人口減少や、少子・高齢化の進展、地域コミュニティの急変などにより、あらゆる家庭、地域コミュニティ、行政といった主体の規模が縮小化するとともに、脆弱化しつつあります。地域社会の今後を考えると、より深刻で、危機的な状況が予想され、これまでどおりの価値観や制度、仕組みでは、対応が困難になるものと思われます。

そのため、今後、様々な地域課題を解決していくためには、市民や市民活動団体、事業者、市行政などが、相互に、緊密に協働・連携していくことが重要であり、持続可能な地域社会の実現に向けて、多様な主体の協働による新たな仕組みや体制づくりが急務であると考えます。

こうした状況を踏まえ、今年度旧市役所跡地に完成する産業文化交流拠点「さざなみタウン」を最大限活用するとともに、市民のコンセンサスを図りながら、総合的かつ計画的に、市民自治基本条例を礎とした市民協働のまちづくりが推進できるよう、新しい仕組みを盛り込んだ「（仮称）長浜市市民協働のまちづくり推進条例」の制定や推進体制づくりを進めたいと考えているため、本会議に、本市における市民活動のさらなる活性化と多様な協働の推進を目指した「市民協働のまちづくり推進のあり方」について諮問するものです。